

緊急保証制度(セーフティネット 5号保証)利用について

・指定業種に属する事業を営む中小企業者であって、下記(イ)(ロ)のいずれかに該当する方が対象となります。

※認定要件概要の確認（平成26年10月1日以降の認定申請分の取扱い参照）

・「セーフティネット保証制度（5号）」の概要については中小企業庁のホームページ https://www.chusho.meti.go.jp/kinyu/sefu_net_5gou.htm をご覧ください。

・指定業種リストの確認

※指定業種が改正されました（中分類業種 85 業種を指定）。

・指定業種リスト（令和2年5月1日～令和3年1月31日）※HP上よりダウンロードください。

※指定業種リストの「指定業種」欄に「～に限る。」「～を除く。」等記載されている場合は、指定業種の範囲もそれに従うことになるので、ご注意ください。

・本店所在地のある市町村において認定を行いますので、本店登記地が土幌町ではない場合、本店登記地の市町村に申請してください。

・個人事業主は主たる事業所の所在地のある市町村において認定を行います。※住民登録地ではありませんのでご注意ください。

(イ) 認定申請書

・指定業種に属する事業を行っていて、最近3カ月間の平均売上高か平均販売数量（建設業は、完成工事高か受注残高。以下「平均売上高等」）が前年同期の月平均売上高等に比して5%以上減少している中小企業者

第5号（イ）：売上減少【前年対比】の認定基準

指定業種（細分類）に属する事業を行っており、最近3か月間の合計売上高等が、前年同期の合計売上高等に比して5%以上減少していること。

営んでいる事業の状況によって認定要件が異なるため、【認定要件1.】、【認定要件2.】、【認定要件3.】のいずれに該当するか確認のうえ、対応する申請書をお使いください。

【認定要件1.】	全ての事業が指定業種（細分類）となっている者 ※「1つの指定業種（細分類）の事業」のみを行っている方も対象。	全体で売上5%以上減少
----------	---	-------------

【認定要件 2.】	主たる事業が指定業種（細分類）となっている者 ※主たる事業とは、最近 1 年間の売上高が最も大きい事業です。	主たる業種、全体ともに売上 5%以上減少
【認定要件 3.】	指定業種（細分類）の事業を 1 つ以上営んでいる者	売上が減少している指定業種の事業につき、当該減少額が全体売上（前年）の 5%以上の割合を占め、かつ全体でも売上 5%以上減少

<認定要件 1> 認定申請書等一式【イ-1】

<認定要件 2> 認定申請書等一式【イ-2】

<認定要件 3> 認定申請書等一式【イ-3】

新型コロナウイルス関連による要件緩和について

※新型コロナウイルス感染症の影響を受けた場合は、認定要件が緩和され、最近 1 か月の売上高等と、その後 2 か月間を含む 3 か月間の売上高等が 5%以上減少している場合も認定の対象となりました。その場合は認定要件に応じて以下の認定申請書をご使用ください。（令和 2 年 6 月 30 日までの取り扱いとなります。）

<認定要件 1> 認定申請書等一式【イ-4】

<認定要件 2> 認定申請書等一式【イ-5】

<認定要件 3> 認定申請書等一式【イ-6】

（注）申請書と添付書類は、HP上よりダウンロードしてください。

【認定申請に必要な書類】

- ・ 申請書・添付書類 2 部（認定用・町提出用）
- ・ 事業を行っていることがわかる書類（登記簿謄本、許認可証などの写し）
- ・ 認定要件を満たす売上高の減少がわかる資料（試算表・月別売上表など）
- ・ 直近及び前期の決算報告書等の写し（個人の場合は確定申告書の写し）
※その他必要があれば適宜関係書類を提出頂きます

・委任状 ※金融機関が申請を代理する場合に必要です

・同意書 ※情報の提供等に関する同意

第5号（ロ）：原油価格高騰の認定基準

指定業種に属する事業を行っており、下記のいずれにも該当すること

●原油又は石油製品（以下「原油等」という。）の最近1か月間の仕入価格が、前年同月に比して20%以上上昇していること。

※最近1か月間は、3.の最近3か月間の最新月とします。また、「石油製品」とは、揮発油（ガソリン）、灯油、軽油、その他の炭化水素及び石油ガス（液化したものを含む）とします。

●製品の製造・加工、役務の提供に係る売上原価のうち、原油等が20%以上を占めていること。

※売上原価は申込時点で最新となる決算報告書（確定申告書）の売上原価とします。また売上原価に人件費を含んでいる場合は、人件費を除いた売上原価で算出できます。

●最近3か月間の合計売上高に占める原油等の合計仕入価格の割合が、前年同期の合計売上高に占める原油等の合計仕入価格の割合を上回っていること。※最近3か月間は、申請日から6か月以内の連続する3か月間で、申請月は除きます。

営んでいる事業の状況によって認定要件が異なるため、【認定要件1.】、【認定要件2.】、【認定要件3.】のいずれに該当するか確認のうえ、対応する申請書をお使いください。

・認定要件 ・申請書	【認定要件1.】 ●全ての事業が指定業種（細分類）となっている者 ※「1つの指定業種（細分類）の事業」のみを行っている方も対象。 認定申請書等一式【ロ-1】 【認定要件2.】 ●主たる事業が指定業種（細分類）となっている者 ※主たる事業とは、最近1年間の売上高が最も大きい事業です。 認定申請書等一式【ロ-2】 【認定要件3.】 ●指定業種（細分類）の事業を1つ以上営んでいる者 認定申請書等一式【ロ-3】
・必要書類	上記の認定申請書等一式をご確認ください。